大津市立南郷中学校 校 長 木澤 義樹

非常変災時など緊迫事態における非常措置について

非常変災時における生徒の安全確保のため、下記のとおり非常措置をとりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 台風等暴風(雨)襲来時における対応

- (1)「特別警報」および「暴風警報発令時」における措置
 - ①生徒の登校前
 - ◆午前7時において「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合
 - ・学校から改めての通知はしませんが、発令と同時に自動的に、臨時休業とします。
 - ②生徒の登校後
 - ◆登校後に「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発 令された場合
 - ・通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示をします。
- (2)「特別警報」および「暴風を含む警報」解除後の措置
 - ①午前7時までに、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」 が解除された場合
 - ◆地域や通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合
 - ・必要に応じて始業時刻の繰下げ又は臨時休業の指示をします。
 - ②生徒の登校後
 - ・状況を判断し、場合によっては(1)の②に準じます。

2 その他の警報等 (大雪、大雨、洪水等)

- (1) 基本的には、臨時休業ではありません。
 - ・ただし、地域や通学路の状況から、臨時休校、始業時刻の繰下げ、終業時刻の繰上げ 等の措置が必要な事態となった場合適切な指示をします。
- (2) 大雪や大雨等で交通が遮断されたりした場合、始業が遅れることがあります。その場合・自習態勢をとります。

3 地震発生の場合

- (1)家にいる時で、緊急避難が必要と判断した場合
 - ・指定の広域避難場所へ安全確保の上避難してください。
- (2)学校にいる時
 - ・学校の防災マニュアルに従って、避難させます。